

中国への業務出張の際に取得すべきビザについて（新通達の解説）

岡山県上海事務所 所長 小林和暁

（日中経済貿易センター上海事務所）

はじめに

2013年11月号「中国ビザの現況」で中国の入国ビザに関する新法令の内容をレポートしましたが、本号では、中国人力資源社会保障部等が2014年11月に発表し、2015年1月1日から施行開始された中国のビザに関する新通達を解説します。

通達名称

中国語名称：

「外国人入境完成短期工作任务的相关办理程序（试行）」 ※ 人社部発〔2014〕78号

日本語訳名称：

「外国人の短期就業のための入国に関する手続手順（试行）」

通達の主なポイント

- (1) ビザ免除、またはMビザ(商用、貿易活動)を取得し出張していた90日未満の短期間滞在者の一部は、Zビザ(就労)、Mビザ、またはFビザ(交流、訪問、視察等)の取得が必要になる。
- (2) 2015年1月1日から運用開始する。

取得が必要なビザ等の種類

- (1) 90日を越える業務滞在
Zビザ、中国入国後に外国人就業証および外国人居留証明書の取得
- (2) 90日未満の業務滞在
(ア) 下記①～⑥に該当する場合は、Zビザを取得
※ 滞在期間が30日を超える場合、中国入国後に外国人居留証明書を取得
① 中国国内の関係先と技術協力、科学研究、

- 管理、指導を行う場合
- ② 中国国内のスポーツ機関でトレーニングを行う場合(コーチ、選手を含む)
 - ③ 撮影を行う場合(コマーシャルフィルム、映画、広告、ドキュメンタリーを含む)
 - ④ モデルとして出演する場合(ファッションショー・モーターショーのモデル、ポスター広告の撮影等を含む)
 - ⑤ 商業的な公演(涉外営利性公演への従事等)を行う場合
 - ⑥ その他、中国人力資源社会保障部門が認める場合
- (イ) 下記⑦～⑩に該当する場合、Mビザを取得
- ⑦ 購入した機器・設備に関する修理、設置、調整、取外し、指導、研修
 - ⑧ 中国国内で落札したプロジェクトに関する指導、監督、検査
 - ⑨ 中国国内の支社、子会社、事務所に派遣し行う短期業務
 - ⑩ スポーツの試合・イベントへの参加(選手、コーチ、チームドクター、マネージャーなどの関係人員を含む)
- (ウ) 下記⑪⑫に該当する場合、Fビザを取得
- ⑪ 無報酬、または国外機関が報酬を支払うボランティアなど
 - ⑫ 中国文化部認定の非営利目的の公演

ビザ免除で入国する場合の注意事項

商談や打合せのための出張は、15日以内であれば従来どおりビザが免除されます。

ただし、上海、広州、大連等では滞在ホテルや工場で警察がヒアリングや荷物検査等を行い、罰金処分となった事例も報告されています。

入国前にビザ取得の有無を事前に関係機関に相談するなど注意が必要です。

(2015年3月)